

事務連絡
令和6年3月28日

市内障害福祉サービス等事業者様

奈良市福祉部障がい福祉課長
(公印省略)

令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等の算定に係る届出書について

平素は本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、福祉・介護職員等処遇改善加算等の算定に係る届出書類の提出について、以下に示す通り書類の提出等のご対応をお願いいたします。

記

1. 対象事業所

奈良市内に所在する指定障害福祉サービス等事業所（※一部サービス除く）

※加算非対象サービス…計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、
地域定着支援

2. 提出書類

【障害福祉サービス事業所】

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表
- ・障害福祉サービス等処遇改善計画書

【障害児通所支援事業所】

- ・障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・障害児通所給付費等算定に係る体制等状況一覧表
- ・障害福祉サービス等処遇改善計画書

※上記以外の書類の提出を求める場合があります。

3. 提出期限及び提出方法

郵送にて、**令和6年4月15日(月)必着**

郵送先：〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市障がい福祉課指定係

(封筒に「処遇改善計画書等在中」等の記載をお願いします。)

4. 留意事項

- ・令和6年6月以降算定分については特例が無く、通常通りの期日での提出です。上記提出期限までに提出が無い場合は、算定開始月が1か月単位で遅れることとなります。
- ・上記提出期限までに書類の提出があった場合においても、提出書類が不足している等の場合は受付できません。
- ・メールやFAXでの提出は受付しておりません。また、直接来課の上でのご提出についてもできる限りお控えください。
- ・年度末から年度当初に向けては特に電話での問合せが増加しますので、疑問点等がある場合は、【厚生労働省相談窓口】電話番号：050-3733-0230にお問合せいただくか、担当係宛に質問票にてご質問いただきますようご協力をお願いいたします。

【担当】

奈良市障がい福祉課 指定係

(事業者質問用) MAIL : jigyouqa@city.nara.lg.jp